

厚生委員会陳情説明資料

令和4年11月11日

件名	頁
1 受理番号15 障害者総合支援法に基づく精神障がい福祉サービスにおける認定調査員の平等性、公平性を確保するよう求める陳情	2

(衛生部)

件名	受理番号15 障害者総合支援法に基づく精神障がい福祉サービスにおける認定調査員の平等性、公平性を確保するよう求める陳情
所管部課名	衛生部足立保健所中央本町地域・保健総合支援課 福祉部障がい福祉課 福祉部障がい援護担当課長
陳情の要旨	障害者総合支援法に基づく精神障がい福祉サービスにおける認定調査員を地区担当保健師とせず、平等性、公平性を確保することを求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 障害支援区分認定調査事務と足立区における運用について</p> <p>(1) 障害支援区分の認定と区分認定調査</p> <p>市町村（特別区を含む）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に定められた障害福祉サービスのうち<u>介護給付費の申請があった場合には、障害支援区分の認定を行うこと</u>とされており【障害者総合支援法第21条】、そのための障害支援区分認定調査（80項目調査・介護保険の要介護認定に類似）を実施する。市町村審査会を経て障害支援区分を認定後、介護者の状況、サービス利用意向などをあわせて勘案し、支給要否決定を行うこととされている【同第22条】。</p> <p>(2) 区分の有効期間・更新</p> <p>障害支援区分認定の<u>有効期間は原則3年</u>で【介護給付費等にかかる支給決定等について（事務処理要領・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部発行）第2のV、2の（1）】、有効期間終了後も引き続きサービスの利用を希望する場合はその更新が必要となる。</p> <p>(3) サービスの申請と相談窓口</p> <p>足立区では、障害者総合支援法施行細則により、<u>サービスを受ける主たる障がい者が「精神」の方の申請は足立保健所長が受ける</u>こととしており、中央本町地域・保健総合支援課及び各保健センター（4か所）の地区担当保健師が窓口となって、サービスの利用相談等を受けている（サービスを受ける主たる障がい者が「身体」「知的」の方は足立福祉事務所障がい援護担当係）。</p> <p>(4) 地区担当保健師による区分認定調査</p> <p><u>地区担当保健師は保健師、看護師の国家資格を有し、保健医療福祉の専門的知識のほか、障害支援区分の認定調査員の資格も保有している。</u>調査にあたっては、原則として申請者の居住場所を訪問して申請者本人及び支援者等に面会し、生活実態を把握しながら調査・認定を行っている。</p>

2 平等性、公平性の担保について

(1) マニュアルに従った判定

障害支援区分の認定調査は、厚生労働省が定めた全国共通の「認定調査票」(別紙1)を使用し、厚生労働省が示す「認定調査員マニュアル」に基づき調査項目の評価を行う。具体的な調査項目は、座位の保持、食事、入浴など、80の調査項目すべてに「1支援が必要、2部分的な支援が必要、3全面的な支援が必要」などの選択肢があり、判断基準(別紙2)は、評価者によって判断の差異が生じないように、留意点も含めマニュアルで定められている。

(2) 特記事項の記載による補足

選択肢のみでは分からない本人の生活実態や事情、支援の度合等に関しては、申請者等から聞き取った内容を「認定調査票」の「特記事項」に記載することで、調査項目ごとの状態像を補足している。

(3) 区分認定の方法

ア 一次判定(コンピュータ判定)

足立区では主に地区担当保健師が行った「認定調査票」の80項目と「医師意見書」(別紙3)の24項目を用いて、厚生労働省配布の「障害者支援区分判定ソフト2014」により判定する。

イ 二次判定(市町村審査会)

一次判定の結果を原案として、「特記事項」及び「医師意見書(一次判定で評価した項目を除く)」の内容を総合的に勘案し、医師や社会福祉士や精神保健福祉士など5～6名の専門家で構成される審査会の委員の合議による審査判定を行い、非該当、区分1～6の7段階で区分認定される。

ウ 恣意的な評価が出来ない法令及び基準に従った調査

認定調査は法令及び前述の基準に従って行われることから、恣意的な評価をする余地はない。23区における認定調査員と地区担当保健師等の兼務の状況は3のとおり。

(4) 不服申立て及び取消訴訟による利益の確保

区分認定の結果に不服がある場合は都知事に対して審査請求をすることができるほか、処分取り消しの訴えを区長に対して提起することもできるため、これらにより申請者の利益は確保されている。

3 他区の認定調査の状況について

23区における障害支援区分認定調査の担当者は次頁表のとおり。

精神障がい者に対する区分認定調査は、足立区を含む10区が保健所等の地区担当保健師、9区が認定調査を主たる業務とする区職員(保健師・事務等)、1区が地区担当ケースワーカー(福祉)、3区が外部機関に委託している。

なお、足立区では平成27年度から、一部の認定調査を外部に委託して

いる。委託の対象になるのは、病状が安定し、一連の業務の中で認定調査だけを外部に依頼しても問題ないと複数の保健師で判断した方に限られる。委託先は区内の「指定特定相談支援事業所」のうち認定調査員のいる事業所で、令和3年度の委託件数は119件、認定件数全体の約3割となっている。

※指定特定相談支援事業所とは、障がい福祉サービスや制度の相談窓口であり、主要業務は計画相談支援である。

(1) 精神障がい者の障害支援区分認定調査の状況

	状況（実施区）	メリット・デメリット
1	保健センターもしくは福祉事務所等の <u>地区担当保健師が認定調査を実施</u> 千代田、港、文京、墨田、中野、北、板橋、練馬、新宿、足立（10区）	【メリット】 ・生活歴の他、普段の生活や心身の状態等を十分把握した上で、調査が行える ・保健師であれば、精神障がいの特性を理解し、かつ専門性の高い認定調査が行える 【デメリット】 ・保健師一人当たりの調査の件数が少なく、効率が良いとは言えない
2	障がい福祉もしくは精神保健所管の <u>認定調査担当部署の職員（保健師、事務職員等）が、区内全域の認定調査を実施</u> 台東、江東、目黒、杉並、豊島、荒川、葛飾、大田、江戸川（9区）	【メリット】 ・認定調査を専門とする職員が調査を行うため、効率は良い 【デメリット】 ・ケースワークを実施していない保健師等が調査を行うため、家庭環境など本人の病状に影響を与える視点や、身体疾患を踏まえた視点が乏しい ・支給決定部署と認定調査部署との密な連絡調整が困難な場合がある
3	保健師ではなく、 <u>地区担当ケースワーカー（福祉職等）が認定調査を実施</u> 世田谷（1区）	【メリット】 ・身体や知的障がいの状況も含め調査を行うことができる 【デメリット】 ・精神障がいや病状の特性を踏まえた視点が乏しい
4	<u>外部機関に調査を委託</u> 中央、品川、渋谷（3区）	【メリット】 ・人件費コストが低く抑えられる ・保健師の業務負担が軽減される

		<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査等により明確となる対象者の状態や生活状況を直接知ることができない ・サービス相談を受ける地区担当保健師と認定調査員が違うことで、申請者が混乱する可能性がある
--	--	--

(2) 身体・知的障がい者の障害支援区分認定調査の状況（参考）

	状況（実施区）	メリット・デメリット
1	<p>福祉事務所等の<u>地区担当員が認定調査を実施</u></p> <p>千代田、新宿、文京、北、台東、墨田、目黒、大田、世田谷、豊島、板橋、足立（12区）</p>	<p>【地区担当員が実施するメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・申請から支給決定までの事務処理が一貫し、生活歴や心身の状態等を把握したうえで調査が行える ・認定調査等により、対象者の生活状況などを、総合的に把握することが可能となる
2	<p><u>区内（近隣区含む）は外部機関に委託、区外は福祉事務所等の地区担当員が認定調査を実施</u></p> <p>中央、品川、渋谷（3区）</p>	<p>【地区担当員が実施するデメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人当たりの調査の件数が少なく効率が良いとは言えない ・調査が集中する時期があり、調査結果の集約に時間をとられる
3	<p><u>区内は福祉事務所等の地区担当員が認定調査を実施、区外のみ外部機関に委託</u></p> <p>江東（1区）</p>	<p>【外部委託するメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費コストが低く抑えられる ・地区担当員の負担軽減になる ・認定調査に習熟した事業者に委託することが可能となる
4	<p>原則は<u>地区担当員以外の職員が認定調査を実施</u></p> <p>港、中野、杉並、荒川、葛飾、練馬（6区）</p>	<p>【外部委託するデメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査等により明確となる対象者の状態や生活状況を直接知ることができない
5	<p><u>外部機関に委託、福祉事務所等の地区担当員が遠方のみ認定調査を実施</u></p> <p>江戸川（1区）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者やグループホーム入居者の場合、利用事業所の職員との関係性を構築することができない

4 参考資料

(1) 認定調査票（別紙1）

(2) 認定調査項目の判断基準（別紙2）

(1) (2) の出所：障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員

	マニュアル（平成26年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） （3）医師意見書（足立区書式）（別紙3）
問題点等	